平成２６年（フ）第９６号
札幌市豊平区中の島１条９丁目５番５号　第５もりいマンション207号、開始決定時の住所北海道帯広市西25条南３丁目34番地１
破産者　戸田　勝啓
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
北海道河西郡芽室町東めむろ２条南１丁目２番地４
破産者　麺武ざぼんこと　石田　　誠
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
宮城県東松島市大曲字横沼58番地７　Ａｎｎ’ｓ　ＨＯＵＳＥ102、前住所宮城県石巻市元倉２丁目６番20号
破産者　鹿野登喜子（旧姓石垣）
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
宮城県石巻市中里７丁目９番20号　サンライズ中里101号、前住所東京都文京区千石４丁目40番25号　筑波マンション
破産者　阿部　勝康
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
秋田市千秋矢留町２番３号　オリンピア千秋公園605号
破産者　石塚百合子
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４２号
秋田市下北手松崎字大巻26番地88
破産者　藤原あけみ
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８号
秋田県鹿角市十和田草木字中岱38番地１、借入時住所秋田市新屋松美町６番54号
破産者　大森　暢幸
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２０３号
山形県寒河江市仲谷地３丁目５番地の６　ボーフィールドＢ棟102、前住所山形県寒河江市みずき３丁目１番地の10
破産者　今村　竹志
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６７９号
横浜市南区永田東１丁目７番３号　ストークハイツ黒田202
破産者　淡路　隆子（旧姓及川）
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０３２号
横浜市中区山下町128番地　ラ・トゥール前田503号室
破産者　菊谷　　力
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１０２号
神奈川県藤沢市善行２丁目26番地の２　湘栄ハイツＡ203号（住民票上の住所）
破産者　大戸　朋代（旧姓金子）
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１３１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目35番37号　コーポピロティ３号棟206
破産者　松本　博和
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１５２号
横浜市都筑区すみれが丘12番地５　シャルムすみれが丘402
破産者　寒河江勝美
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１５３号
横浜市都筑区すみれが丘12番地５　シャルムすみれが丘402
破産者　寒河江幸子
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５号
富山県射水市三ケ2759番地　レオパレスアネックス102、前住所富山県射水市橋下条1203番地　セジュールＪｕｎｅ102
破産者　森田　安英
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３１２号
和歌山県岩出市曽屋８番地の19
破産者　飯田　光枝
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
広島県東広島市西条中央８丁目９番22―107号エーリセピアⅠ、開始決定時の住所鳥取県米子市旗ケ崎４丁目７番８号　301号
破産者　大久保雅人
１　決定年月日　平成27年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部